豚流行性下痢 (PED) の発生 (4 例目) について

県南地域の養豚場1戸で、豚流行性下痢(PED)(4例目)が確認されたのでお知らせします。

記

1 疑い事例の概要

(1) 飼養農場 : 県南地域の養豚場1戸(3,112頭飼養)

(2)症 状:肥育豚 45 頭(軟便・下痢)

2 経緯

- (1) 3例目の疫学調査により、直近に当該農場へ肥育豚が移動していたことが判明。
- (2) 17日(木)、県南家畜保健衛生所が、当該農場を確認したところ、肥育豚(1ヶ月齢) の軟便・下痢を確認。
- (3) 直ちに、同所が病性鑑定材料を採取し、中央家畜保健衛生所で簡易検査(遺伝子検査)を実施し、18日(木)未明、7頭中7頭でPEDウイルス遺伝子を確認。
- (4) 県内での発生状況、臨床症状及び簡易検査(遺伝子検査)の結果から確定診断とした。

3 これまでに行った措置等

- (1) 当該農場に対し、豚舎消毒など、まん延防止措置の徹底、豚の移動自粛を要請済み。
- (2) 肥育豚の出荷先であると畜場に、当該農場から、当面、出荷を自粛する旨連絡済み。

4 今後の対応

(1) 県内養豚場における異状の有無を継続的に監視。

5 その他

- (1) 豚流行性下痢は、ウイルスにより主に下痢を起こす伝染病で、人には感染しない。
- (2) 平成25年10月以降、全国で継続発生中(4月16日現在、32県で315件(本県3例 含む)の発生)。本県では、平成8年に5農場14,641頭で確認されて以来の発生。
- (3) 農場等での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあることから、決して行わないようお願いします。

担当 畜産課 振興・衛生担当 千葉 内線 5722